

「仕事と家庭の両立支援状況調査」結果の概要

府商工労働観光部労政課

平成21年1月に調査した「仕事と家庭の両立支援状況調査」の結果をとりまとめましたので、その概要をお知らせします。

本調査は、府内に所在する事業所における育児休業制度や介護休業制度等の取組状況を明らかにし、本府の「仕事と家庭の両立支援」のための施策の参考資料とするとともに、労使をはじめ関係者の利用に供することを目的としています。

府内に所在する常用労働者5人以上の事業所のうち2,451事業所を抽出し、郵送により調査したものであり、有効回答数は656事業所、回収率は26.8%でした。

なお、本調査結果は、京都府ホームページに掲載しております。

また、本調査は平成16年に初めて調査を実施後、今回が2回目です。

1 集計事業所の属性

今回回答のあった事業所の業種及び企業規模は図1、2のとおり。

図1 業種 (N=656)

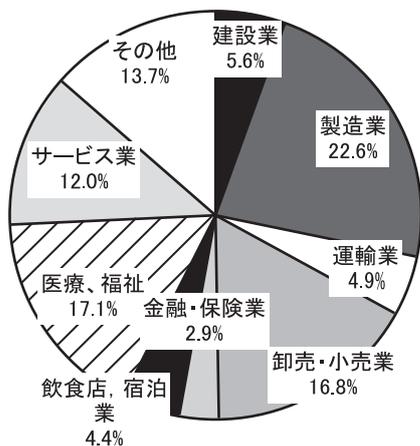
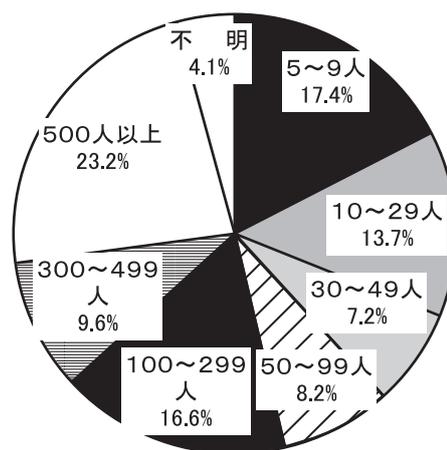


図2 企業規模 (N=656)



2 育児休業・介護休業制度の規定状況

(1) 育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定がある事業所の割合は、72.7%と前回調査(63.1%)と比べると9.6ポイントの増加となっている。企業規模でみると100人以上規模では95%以上とほとんどの事業所で規定があるが、「10~29人」規模では53.3%、「5~9人」規模では18.4%と、規模による差が大きい。

業種別では、「金融・保険業」(100%)と「運輸業」(84.4%)で高く、「建設業」(40.5%)と「飲食店、宿泊業」(44.8%)で低くなっている。

図3 育児休業制度の規定の有無 (N=656)

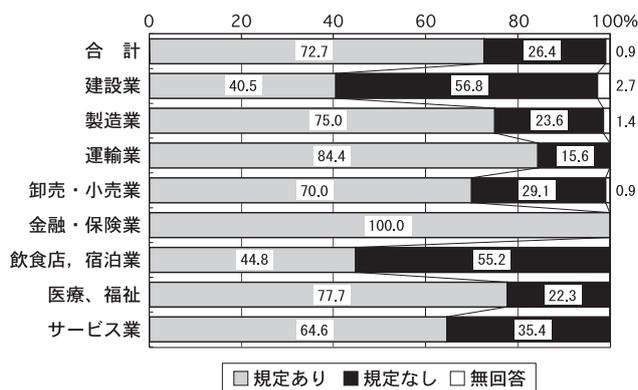


図4 育児休業制度の規定の有無 (N=656)

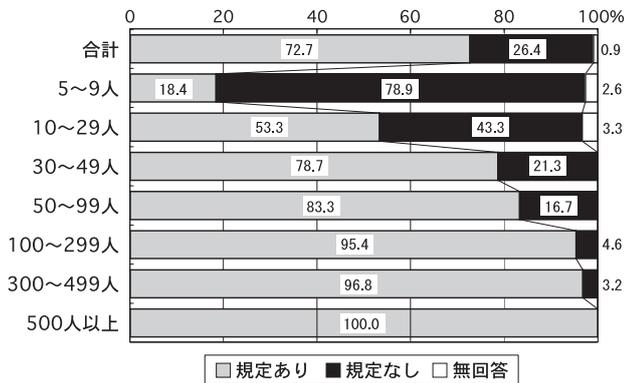
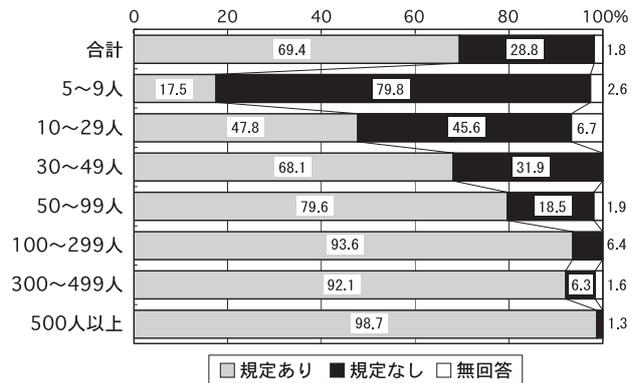


図6 介護休業制度の規定の有無 (N=656)

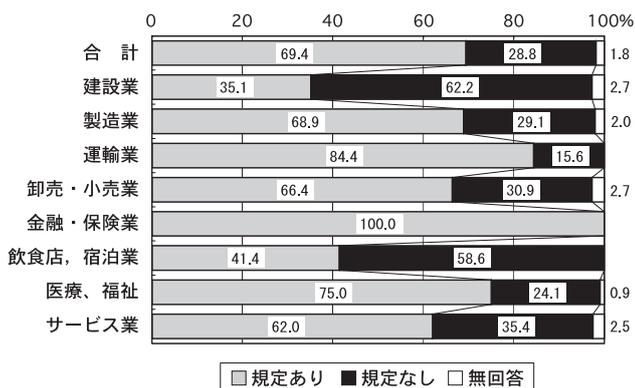


(2) 介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定がある事業所の割合は、69.4%と前回調査(57.0%)と比べると12.4ポイントの増加となっている。企業規模でみると100人以上規模では9割以上の事業所に規定があるが、「10~29人」規模では47.8%、「5~9人」規模では17.5%と、育児休業制度と同様、規模による差が大きい。

業種別の傾向も育児休業制度の場合と同様、「金融・保険業」(100%)と「運輸業」(84.4%)で高く、「建設業」(35.1%)と「飲食店、宿泊業」(41.4%)で低くなっている。

図5 介護休業制度の規定の有無 (N=656)

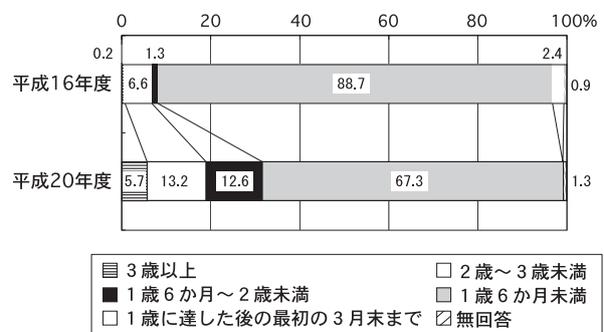


3 育児休業の制度内容

(1) 育児休業期間

育児休業制度の規定がある事業所における育児休業制度の期間は、「子が1歳6か月未満」とする事業所が67.3%を占め、「1歳6か月~2歳未満」は12.6%(前回調査1.3%)、「2歳~3歳未満」は13.2%(前回調査6.6%)、「3歳以上」5.7%(前回調査0.2%)と前回調査時に比べ育児休業期間が充実してきている。

図7 最長育児休業期間



(2) 育児休業取得回数

育児休業制度の規定がある事業所で、同じ子について取得できる育児休業の回数は、「1回」とする事業所が83.4%で、法定を上回る「2回以上」は10.1%と前回調査(9.2%)とほぼ同じとなっている。

4 育児休業の取得状況

(1) 育児休業取得者数

育児休業制度の規定がある事業所で、出産した者又は配偶者が出産した者（平成19年4月1日～平成20年3月31日）は2,872人で、そのうち749人が育児休業を取得した（予定を含む）。

出産者に占める育児休業取得者の割合（育児休業取得率）を男女別にみると、女性は85.6%、男性は1.3%となっている。前回調査（女性86.4%、男性0.3%）と比べると女性で0.8ポイント減少、男性で1.0ポイントの増加となっている。育児休業取得者の男女別割合をみると、女性が96.5%、男性が3.5%となっている。

また、同一期間に育児休業取得者がいた事業所の割合は、39.8%である。

表 1 育児休業取得率

	女性	男性	計
平成19年度中の出産者数	845人	2,027人	2,872人
出産者のうち育児休業を開始した者	723人	26人	749人
育児休業取得率	85.6%	1.3%	26.1%

(注1) 男性は配偶者が出産した者

(注2) 育児休業開始予定の者を含む

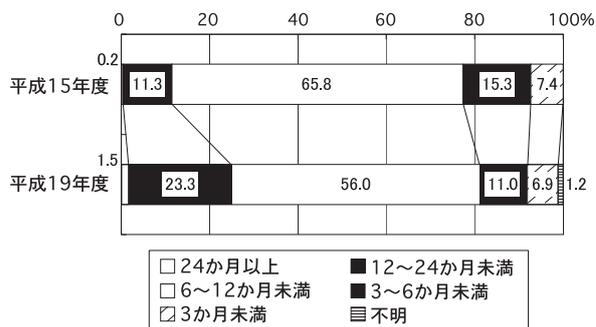
(2) 育児休業終了者の復職状況

平成19年度中の1年間に復職予定であった者のうち、実際に復職した者は93.6%（前回調査91.3%）で、退職した者は6.4%となっている。

(3) 取得した育児休業期間

平成19年度中に育児休業を終了し、復職した者の育児休業期間は、1年未満が73.9%と前回調査（88.5%）に比べ14.6ポイント減少している一方、1年以上は24.8%と前回調査（11.5%）に比べ倍以上の増加となっており、育児休業を取得した期間が長くなっている。

図 8 取得した育児休業期間



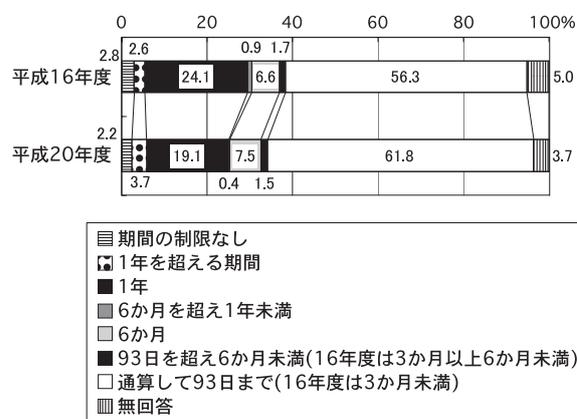
5 介護休業の制度内容

介護休業期間

介護休業制度の規定がある事業所における介護休業制度の期間について、「期間の最長限度を定めている」とする事業所は94.1%であり、「期間の制限はなく必要日数取得できる」事業所は2.2%で前回調査とほぼ同じ結果となっている。

期間の最長限度を定めている事業所についてその期間をみると、「通算して93日まで」とする事業所が61.8%、「1年」が19.1%となっている。

図 9 最長介護休業期間



6 介護休業の取得状況

介護休業取得者数

平成19年度中の介護休業取得者数は48人で、企業規模では300人以上規模が83.3%を占め、男女別では女性が87.5%、男性が12.5%となっている。

介護休業制度の規定がある事業所のうち、平成19年度中に介護休業取得者がいる事業所の割合は7.5%である。企業規模でみると、100人未満規模では該当する事業所はなく、300人以上規模では